



添付資料

- 1 当別町上下水道事業運営委員会委員名簿
- 2 審議経過
- 3 水道事業の今後の運営について（諮問書）

1 当別町上下水道事業運営委員会委員名簿

(任期) 平成23年11月1日～平成25年10月31日

役職	氏名	選任区分	推薦団体(役職)	本人職業	備考
会長	秋場 信一	町内団体推薦者	当別町商工会(理事)	会社経営	
副会長	山下 義則	町内団体推薦者	当別町行政推進員連絡協議会(会長)	会社員	
委員	櫻井 潤	学識経験者		北海道医療大学看護福祉学部専任講師	
委員	高橋 昌二	学識経験者		会社経営	
委員	田畑 正司	町内団体推薦者	当別町金融協会(幹事)	北海道銀行当別支店長	
委員	小林 万世	町内団体推薦者	当別町女性団体連絡協議会(会計)	自営業	H23.11.1～ H24.5.31
委員	村上 利枝	町内団体推薦者	当別町女性団体連絡協議会(監事)	自営業	H24.6.1～
委員	且見 英和	町内団体推薦者	北石狩農業協同組合(特任理事)	農業	
委員	坂本 千鶴	一般公募		情報プラザ勤務	
委員	下段 キミ	一般公募		主婦	
委員	秋吉 稔之	一般公募		農業	

2 審議経過

区分	日時・場所	議事
平成23年度第1回	平成23年12月9日（金） 役場1階大会議室	○水道事業の概要及び経営状況について
平成23年度第2回	平成24年3月2日（金） 役場3階中会議室	○水道事業の現状と今後の見通しについて
平成24年度第1回	平成24年5月2日（水） 役場1階大会議室	○水道事業の今後の運営について ・水道事業財政計画について ・料金改定の算定の方法について ・水道料金体系について
平成24年度第2回	平成24年6月15日（金） 役場1階大会議室	○水道事業の今後の運営について（諮問）
平成24年度第3回	平成24年6月25日（月） 役場1階大会議室	○水道事業の今後の運営について ・水道料金について ・住民参加手続きについて
平成24年度第4回	平成24年7月13日（金） 役場第2庁舎2階会議室	○水道料金の見直しについて ○住民参加手続きについて
平成24年度第5回	平成24年8月22日（水） 白樺コミュニティーセンター 2階大研修室	○住民参加手続きの中間報告
平成24年度第6回	平成24年9月12日（水） 役場1階大会議室	○住民参加手続き実施の報告 ○「水道事業の今後の運営について」答申案の検討

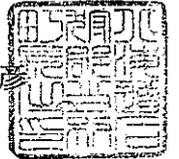


当水第233号

平成24年6月15日

当別町上下水道事業運営委員会
会長 秋場 信一様

当別町長 泉 亭 俊彦



水道事業の今後の運営について（諮問）

当別町上下水道事業運営委員会条例第2条の規定により、水道事業の今後の運営について貴委員会の意見を求めます。

1. 諮問内容

水道事業財政収支計画について

- ① 収支方式について
- ② 水道料金以外の収入について
- ③ 事業費用について
- ④ 水道料金について

【諮問説明書】

〈水道事業の沿革〉

当別町の水道事業は、昭和27年に簡易水道から始まりましたが、地下水を水源としていたため、水量・水質の変化により、常に改良を繰り返さなければならない状況でした。これを改善するため、当別川に水源を求め、1,584m³ / 日の安定水利権の許可を得て、昭和38年に簡易水道から上水道事業へと事業を変更しました。当時の人口1万9,600人の内、本町市街地を中心とした計画給水人口8,000人で整備を進め、昭和41年から給水を開始しました。

この頃、電化製品の普及をはじめ、生活様式の近代化により水の需用が増え、昭和45年頃には、早くも施設の拡張が急務となりました。水道水の安定水利権を増量するには、ダム等の別な水源の確保が必要であり、建設に要する費用は膨大な額のため、その方法を模索してきました。

当時、「青山ダム」（昭和38年完成）がありましたが、このダムは、米の生産量を増やすため、農業用水の安定水利権を得るために建設されたものです。

水道水の水利権も農業用水と同じようにダムなどを建設し、別に水源の確保が必要とされていました。

昭和54年、北海道は洪水調整、農業用水、水道水の供給、河川環境の保護など、多目的の用途を持つ当別ダム建設計画を発表しました。安定水源を検討していた町は、当別ダムに参画すること表明し、ダムを建設することを条件に、農業用水に余剰が有り、当別川の流量に余裕があるときに限り取水ができる暫定水利権が許可されてきました。現在では、給水実績に合わせた水量で、7,920m³ / 日の取水ができます。

当別ダムを水源とした石狩西部広域企業団から受水することで、水源が安定し、安全でおいしい水が常に確保でき、各水道利用者へ供給することになります。

〈諮問理由〉

近年の水需要は、人口の減少や節水意識の向上、節水機器の普及、長引く景気の低迷などの要因により減少傾向にあり、これに伴い給水収益も減収しております。

当別町水道事業では、この減収に応じ、「人員の削減」、「浄水場の運転管理の民間委託」、「企業債をより利率の低いものに借り換える」を行うことにより事業費用の圧縮に努めて参りました。

平成25年度以降は、石狩西部広域水道企業団からの受水する費用、受水に伴い不要となる施設の撤去費及び老朽化した水道管の更新費用により事業経営を大きく圧迫します。現在の状況で経営を続けると平成26年度には資金が無くなり、事業運営が困難になります。

このため、今後の事業運営について、対策を講ずる必要がありますので、貴委員会の意見を求めるものであります。

〈水道事業財政収支計画〉

水道事業は公営企業の一つと位置づけられ、その経営は原則独立採算制度とされ、安定的かつ継続的なサービスの提供は、適正で妥当な財政収支計画の策定及び実施により可能となります。

そのため、財政収支計画の策定においては、次の事項について意見を求めるものであります。

- ・ 収支方式：財政収支計画の策定における、収支方式について。
- ・ 事業収益：一般会計からの繰入金を確認したなか、水道料金の見直しの検討の他、手数料や受託料の適正額について。
- ・ 事業費用：リスクやサービス内容を見極めた上で人員の適正な配置による人件費や不要となる施設の撤去、耐用年数を迎える水道管の更新時期について。

・水道料金について

平成25年度以降、安定的かつ継続的なサービスを行うには、水道料金の見直しが必要であります。水道料金は、地方公営企業法の中で「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。」とされております。

現在の料金体系は、「用途別（家事用、業務用、浴場用、臨時用）」、「二部料金制度（基本料金+従量料金、基本水量制はなし）」、「従量料金は単一料金」であり、消費税の転嫁を除き昭和59年度から28年間改正を行っていません。

以上のことを踏まえ、水道料金の見直しについて意見を求めます。

※昭和59年度の水道料金改定内容

単位：円

	家事用		業務用		臨時用		浴場用	
	基本料金	従量料金	基本料金	従量料金	基本料金	従量料金	基本料金	従量料金
改定前	500	170	1,000	260	1,500	350	1,000	70
改定後	700	170 [据え置き]	1,500	260 [据え置き]	2,000	350 [据え置き]	1,000 [据え置き]	70 [据え置き]

(当時、営業用、団体用、工業用の用途区分があり昭和63年度に一本化して、業務用に改正しております。)